

第九十一回帝國議會 衆議院 皇室典範案委員會會議錄(速記) 第二一回

付託議案
皇室典範案(政府提出)

昭和二十一年十二月七日(土曜日)午前
十時三十一分開議

出席委員

委員長 樋貝 詮三君

理事北浦圭太郎君 理事小島 徹三君

理事武藤 常介君 理事吉田 安君

理事菊地泰之輔君 理事黒田 壽男君

理事酒井 俊雄君

井上 卓一君 稻葉 道意君

田中 善内君 竹内 茂代君

殿田 孝次君 三ツ林幸三君

藥師神岩太郎君 池村平太郎君

馬越 晃君 菅又 薫君

津島 文治君 長尾 達生君

星 一君 井伊 誠一君

及川 規君 新妻 イト君

松本 七郎君 森 三樹二君

今井 耕君 川野 芳滿君

越原 晃君 井上 越君

久芳庄二郎君 野本 品吉君

大石ヨシエ君

同日委員加藤シヅエ君が辭任し、その
補闕として新妻イト君を議長において
選定した

出席國務大臣

内閣總理大臣兼 吉田、茂君

外務大臣 木村篤太郎君

司法大臣 金森徳次郎君

國務大臣 金森徳次郎君

出席政府委員

法制局長 佐藤 達夫君

法制局事務官 井手 成三君

本日の會議に付した議案
皇室典範案(政府提出)

○樋貝委員長 それではこれから會議
を開きます、この際事務上のことをち
よつと申し上げておきますが、この委
員會の會議は、本日以後は毎週月水金
に、午前十時から會議を開きたいと思
います、なお來週の火曜日も午前この
會議を開きたいと思つております、そ
うして最初の日に主として總論をやる
といふことにいたしたいといふこと
を、昨日理事會で打合せをいたしました
たような次第であります、それから質
疑をなす御希望者は、各理事の方にお
申し出を願いたい、なほ資料要求をい
たすについても、同様理事の方を通じ
てお申し出を願いたいと思つておりま
す

さて去る十二月五日本委員に付託せ
られた皇室典範、これを議題に
供します、まづ政府の説明を求めま
す——内閣總理大臣

○吉田國務大臣 今朝皇室典範その他
の問題で、宮内省で打合せをすること
が急に起つたものでありますから、遅
れましたことを御諒承を願います

本委員會に付託されました皇室典
範案の提案理由は本會議において、一
應既に御説明をなして置きました、
本案は日本國憲法の規定に基づいて、
皇位繼承と攝政に關する事項を中心と
して、これに密接な關係のある事項を
規定したものであります、なおこの機
會において、や、詳細に金森國務大臣

から説明いたすことになつております
ので、どうぞよろしく御審議願いま
す

○樋貝委員長 金森國務大臣
○金森國務大臣 只今總理から本質的
な點について御説明になりましたが、
私より幾分詳細にわたりまして、皇室
典範の提案の理由その他につきまして
御説明を申し上げたいと存じておりま
す

さきに公布されました憲法により
まして、皇室典範という新たな規定
が法律をもつて定められなければなら
ないといふことが、憲法の第二條と第
五條によつて豫想せられておりまし
た、つまり皇位の繼承に關する問題
と、攝政を置きますことについての
問題、この二つは皇室典範をもつて定
められなければならないといふことに
なつております、しかし皇室典範はこ
の二つの點に限られておるといふ趣旨
ではないと存じます、つまり皇位の繼
承と攝政といふことを中心にいたしま
して、皇室に關する必要缺くべからざ
る規定を編み込みますことが、皇室典
範の任務であらうと存じております、
その趣旨に基づきまして、今の二點を
中心といたしまして、これと密接の關
係があります所の事柄、すなはち皇族
の範圍でありますとか、或は皇族の
成年、敬稱、即位の禮、大喪の禮、皇
統譜、陵墓及び皇室會議といふような
ことを規定してあるわけでございま
す、そこでこの問題を考えます一
番根本に起ります問題は、現在既に

皇室典範があるのであります、それ
と今回制定せられます所の皇室典範
というものは、どういふ關係があるか
といふことであります、憲法の上
にほゞ明らかになつております、
うに、現在あります皇室典範と、こ
れから法律で定め願おうと思つてお
ります皇室典範とは、法律學的な考え
から申しますと非常な別の種類のも
のになるわけであると思つておりま
す、現在の皇室典範はどういふ性質の
ものであるかといふことにつきまして
は、學問上多少の議論のある所でござ
います、既に明治二十二年に現在の
皇室典範が制定せられました當時、憲
法のように公布の手續きをとつてお
れないのであります、勿論世の中に
見せるようにできておりましたけれど
も、正式の公布といふことは行われ
ていなかったものであります、その趣旨が
どういふ精神であるかといふことは、
非常に正確にはつき止めかねますけれ
ども、伊藤公の書かれた憲法義解
等の説明を基礎にいたしました、そ
の他手續きの道行きを考えますと、
どうも一般の法律といふような表向き
の規則ではない、皇室の内部の規則で
あるといふような前提から、正式に表
に發表する必要はない、こつちういふ
うに考えられておつたと思つてござ
ります、所が明治四十一年の公式令等
によりまして、皇室典範に對する考え
方が、かなり變りができておりまし
て、その後の皇室典範、現在の制度で
申しますれば、皇室典範増補といわれ

ております所のものは、初めと違いま
して、今度は正式に國務大臣及び宮内
大臣等の手續きを経ました後に、官報
においてはつきり公布せられること
になつておりまして、この道行きから考
へますと、これは全く國の公けの掟
であるといふようなふうに、形の上で
は扱われていると思つてござります
す、でありますから、初めは皇室の家
の法といふようなふうになつてござ
りました、後には至りましては、明らかに國の掟と
いふようなふうの扱いになつてゐるの
であります、その後の方考えが畢竟
正しいとして、さうに扱われたもの
と思つております

所で、さらにもう一つの點は、現在
の皇室典範は、憲法といわば並行して
おるような關係になつておりまして、
議會等は全然これに、關係することが
できない、ちやうど國の中に二つの掟
の系統がありまして一方は皇室典範、
一方は憲法といふふうになつておつた
境があるようなふうになつておつた、
であります、その後を受けておつた、
今の憲法におきましては、法律をもつ
て皇室典範を定めるといふふうになり
ますので、そこを考へ方が根本的に
非常に違つてゐるわけでありまして、
從來は制度が二つの源をもつておつた、
皇室典範と憲法と別になつておつた、
今後は憲法といふ一つの傘の下に、すべ
ての國の掟が皆系列をなし、ちやんと秩
序整然たる系統をなして存在をしてい
る、こつちういふことになつてゐる、

第三

す、従つてこの皇室典範という今回の法律が、順當に制定せらるゝことになりまして、來年の五月の三日から效力をもつことになりまゝと、現在の皇室典範という、憲法と並立してありまゝものは、いかなる立場になるであらうということが第一の問題になつて來ますけれども、これは私もほかよく考へております、つまり憲法が實施せられまゝ前までは、現在の皇室典範はそのまゝ毫も變化なく残つておるといふことにならうと思ひます、そうしますと、現在の皇室典範の中に、先ほど申しましたように、國の掟の部分と、それから皇室の御一家の、いわば家範、家の規則、御内部の規則といふものと、兩方混つております、そこで現在の皇室典範が、その時になりまして、分解すると申しますか、國の掟となりまゝの部分と、今回の法律たる皇室典範の方に移つて來るものと存じております、それから御一家の法といふものは、これは國の制度が直接に關係しないものでありまして、皇室でいかうにそれを御處置になりますか、今日はつきりはわかりませんけれども、とにかく國の制度には直接關係のないものとして、皇室で御處理になるであらうと思つておるわけでありまして、そういうふうな考へて行きますと、現在の皇室典範の中の規定の全部がこの法律に制定せらるゝ必要はございませんで、その中の家法に屬しまする部分を取り去りまして、國法として殘されなければならぬ部分だけを今回の法律のなかに編み込む、かういふことになりまして、しかもその法律として編み込みますものの中に、時代の變化等によりまして省略す

べきものもありまゝするし、また場合にによりましては、少し下の方の規則を上方に引き上げて來る、現在典範になつて皇室令等にありますやうなもので、重要なものはこれを引き上げて來るといふふうな、幾分の變更を加えて、法律の中に編み込んで行くのが正當と思ひます、その趣旨によつて今回の法律皇室典範はできておるわけでありまして、實質の大部分は、一昨日總理が述べられましたように、著しい實質上の變化は設けてはおりません、極く缺くべからざる點だけを補正しておりまして、後はだいたい現行の秩序を隨順しておりますが、しかし時代の變化によりまして、幾分かこまかい所には、この機會に改善をするといふやうな部分も含まれておるわけでありまゝ

次に改正案の中の條文、條章といふものにつきては、あら方の點を御參考のために申し上げたいと思つておりますが、だいたい先に申しましたように、皇位の繼承、攝政といふことが重點であるわけでありまして、それに基きまして、中の章の分け方も、結局この二點に著目をして方針を立てておるわけでありまして、そこで第一章におきましては、一番根本眼目でありまゝする所の皇位繼承の規定をおいております、これは御覽になりますとわかりまゝす、皇位繼承の基本となる規定を一通りに列挙したわけでありまして、所がそれを考へて行きますと、皇位繼承を遊ばされ得る資格者といふことが當然に考への中に含まれて參ります、それがつまり皇族といふことになりまして、皇族の範圍等を當然に考へなければならぬことになるわけであり

ます、次に憲法の豫想しておるまゝする第二の眼目でありまゝする所の、攝政といふことを根本といたしまして、第三章を設ける必要が起つて來るわけでありまして、これは今日攝政令等のいろいろの規則もありますが、そういうものも網羅して、この章に規定をしたわけでありまして、次に第四章におきまして、今申しました二つの眼目を中心としながら、これと密接の關係のある、いわば家法面の規定、一つの章に集めるのは多少適當でないが、しかし、重要な規定を四章に網羅をいたしまして、それが成年とか、敬稱、即位の禮、大喪の禮、それから皇統譜及び陵墓といふやうな規定となつて來るわけでありまして、次に今度は、いわば手續法ともいふべきものでありまして、第五章におきまして皇室會議といふことを定めまして、典範の運用上の大きな問題につきては、議決機關、或は審議機關としてかやうな制度を設けたわけでありまして、次に附則があります、これはいかなるものでもあるわけのもので、特に變つたものではございません

そこでまた元へ戻りまして、第一章の皇位繼承といふ規定の中には、どういふ所に著想して規定されたのかと申しますと、だいたいの考へ方は現在の制度と同様であるわけでありまして、と申しますのは、萬世一系の方が皇位を御繼承になるという基本の原理、恐らく人間が時々思ひつきで定めようといふものではなくて、おのずからなる一定の筋道を辿つておるものであります、が故に、今回の改正であるからとて、特別に變つた規定が生まれて來る理窟はございません、世の中の進歩に連れ

まして補正はいたしますけれども、根源の考へ方は踏襲するといふことは、自然の道行きであらうと存じてをります、がたゞこゝに、特に第一章の中に現れて來ます大きな改正の點は、皇位繼承の資格者は今後は嫡男系、嫡出に限定するといふことになつて來るものであります、と申しますのは、このごろも御議論がございましたが、皇位そのものの永續性といふことを念頭に置きますと、つまり重點をそこに置きまゝすると、必ずしも嫡出者、嫡男系といふことに限る必要はないのであります、むしろ皇位の繼承の範圍が豊かにあり得るといふためには、古い傳統に従ひまして、嫡出者以外にもその範圍を認めることは、一應の理由はあつたわけでありまして、しかし人間の間にあつても、道徳的判斷といふものがあつても、漸次變遷して參りました現在の段階におきましては、嫡出者と然らざる者との間に相當大きな變化を加へるといふことは、これは當然のことでありまして、一方においては皇位の永久性といふことを考へつゝ、一方においては世の中における道義的な判斷を尊重し、この折衷點からかやうな制度が今回取り入れられたわけであり

次に現行の典範におきましては、皇位繼承の順位を變更いたします場合に、どういふ制度によるかと申しますと、これはきつめて重大なことでありまして、故に、皇族會議と樞密顧問に諮詢するといふことになつてゐるものであります、この考へ方は、多分現行の制度におきましては、皇位の繼承は皇室みずからの方面において順序等をお考へになるといふ立場であらうと思

います、皇室みずからの定めるといふ所に重點を置かれた故に、皇族會議の議を経るということになり、かつまた同時に國の方面からも加へて、實はそれを加へる分量は少い意味だらうと思ひますが、とにかく加へつゝ、皇室御自體のことであるといふことに關係せしめまして、樞密顧問に諮詢する、かういふ途が設けられておつたものと思つておりますが、今回の憲法の建前におきましては、皇室のことといふものを、國と切り離しては決して考へません、國民自體がよくその點において參加するといふ考へ方でありまゝるが故に、從來の制度はやめまして、皇室會議の議によることになつてゐるわけでありまして、この皇室會議といふのは、皇室の方がおつくりになる會議といふ從前の意味とは全く違ひまして、國の各方面の意見をこゝに反映するところの會議、かういふやうな趣旨になつてゐるわけでありまして、これは後に皇室會議の章の所に、この姿がはつきり現れて來るわけでありまして、それから第二章の皇族といふ表題をおいて定めております所は、現行制度と幾分の差を生じております、と申しますのは、先ほど申しましたやうに、皇族の範圍を嫡男系嫡出、從來の言葉で申しますと庶出の方をこの中から除くといふ大きな變化を生じておるものであります、もとよりこれは今後の制度でありまして、今まででござつております具體的の秩序を變へよう、かういふわけではございません、それが第一點であります、それからこの親王及び内親王の範圍を縮小いたしました、この規定の文字によりまして、三世以下は男を王、女を女王といふこ

とになつております、この點はいかなる範圍までを親王、内親王とするか、またいかなる範圍からあつては王、女王とするか、またいかなる範圍からあつては皇族でないようにするか、この三つの點であります、つまり親王、内親王の範圍、王、女王の範圍、それから皇族でおなじみになる範圍、この三つの點をはつきりきめなければ皇族といふことの限界ははつきりきめかねるわけであり、日本の歴史におきましていろいろな變遷を遂げてゐるわけであり、御承知のごとく、大寶令はなかりこれを狭く限定しております、親王といへば皇兄弟及び皇子というように限定いたしました、五世以下は皇族でないといふやうなふうに限定をしております、しかしそれは非常な他面實情に副わぬ點があつたのでありまして、その後は範圍は擴大せられて來ております、明治の時代の皇室典範、現行皇室典範を定められます時に、幾分過去の經驗を綜合せられたといふわけでもありませんが、親王内親王の範圍を昔より廣くして、四世までは親王、内親王でおいでになる、五世以下は王、女王である、それから先は無様に特別なることが起らない限りはどこまで行つても皇族である、こういうやうな永世皇族制を立てられたわけであり、これは非常な考へなければならぬ多くの點を含んでおりますので、今回の改正におきましてはまず第一に親王、内親王の範圍を大寶令の所よりは廣く、明治の制度よりは狭くしたわけでありまして、つまり二世皇子及び皇孫のその範圍を親王、内親王といたしました、後に宣下親王、内親

王とごぞいますけれども、原則としては二世を親王、内親王とする、それから先は王、女王であります、こういうふうが大寶令のほども減縮はいたしません、明治の制度を縮小したわけであり、そのいたしましてとそれではどこまで行つたら皇族の範圍でなくなるか、皇族と皇族以外の境界線が問題となつて來るのであります、これを大寶令に決めましたように五世以下は皇親の限りにあらずといふふうに決めるといふことは、これはまた皇位繼承の完全を期します上に相當考慮をしなければなりません、しかしながらどこまで行つたらよいかといふことになり、これは非常に困難な問題であります、この典範の改正におきまして、その點は明文の上では解決してありません、形はいわゆる永世皇族といふ制度をとりまして、どこまで行つてもこの系統を追うて行く限りは一應は皇族であるといふやうな建前はとります、しかし皇族から皇族以外におなじみになる場面の規定が他にありますので、それと見合はせてしかるべき合理的な結果を得るということにされておるのであります、その點の精神は現行典範とはあまり違つておりません、たゞなんとなんぞこが親王の範圍を狭くしたといふことから來る一つの感じがあらうといふくらいのことであらうと考へております

第三章に攝政の制度を設けました、これは實質におきましては現在の制度と差がないと申し上げてもよいくらいであります、きわめて僅かなる例外と申しますか、現行制度に對する一つの修正として考へておりますのは、誰が攝政におなじみになることができるかといふことの範圍は、現在の典範とはあまり違つておりませんけれども、女の方が攝政におなじみになる場合におきましては、現在の制度では、配偶者のある皇族女子は攝政におなじみされないといふことになつております、多分その考へ方は攝政といふ公の任務を盡すといふことと、配偶者に對する考へ方といふものは、そこに矛盾を生ずる恐れはなかるかといふ懸念であつたらうと考へておるのであります、時代、趣向を考へますと、かような制限をすることは不合理であるやうに思われますが、配偶者のある皇族女子も攝政におなじみになり得るといふやうに資格を認めます、それから攝政を廢止いたします場合、それから攝政について刑事の訴追をいたしますことができるか否かといふやうな點につきまして、若干の規定があるわけであり、その中でも攝政訴追のことといふのは特に規定ではございません、現在の攝政令といふ、皇室典範より一段低い規定であります所の攝政令の中に書いてあります規定を、一段格を上げて、今回の法律の中に書き現わしたのであります

第四章は、この章に當てはめするにもちよつと工合が悪い事柄はきわめて重要ではありますけれども、しかし一つにまとめるには、たゞ一條だけで一章をつくるというのはいかゞかと思ひますために、とにかく一つの章にとりまとめたといふ規定でございまして、その一番根本は即位の禮などといふことでありますけれども、そのほかの規定を特に軽くするか何んとかいふわけにも参りませんので、各種の規定を並べまして一つの章にいたしましたわけであり、皇室典範の中にどこまで入れてよいかといふやうなことをいろいろ考慮した結果、この邊の所がよろいどほどよい範圍であらうといふやうに考へたわけであり、第五章に皇室會議の規定を設けましたが、これは先ほども申しました通り皇室の一つの大事を議する會議でござい、國全體としての基礎をもつ會議であるといふやうに考へてをりますために、その組立におきまして、現在のように皇族中心の會議といふ建前をやめまして、皇族ももとより皇室に關することについて事情御精通であり、するが故にその代表者をこゝに入れる、そのほかに國の全般、すなわち立法、行政及び司法の各分野からその構成員をつくるといふことにいたしました、人數の點におきましては特に立法の面に重點を置きまして、他の方面の割當よりこゝを倍にするといふやうな構想によりまして、十人の議員でこれを組織するといふことにいたしました、さうするとその議長は誰がするかと、さうすることになり、現行の皇室典範によりまして、この皇室會議の議長は天皇が御みずからこれにお當りになるといふ建前になつてをります、しかし改正の憲法におきましては、天皇は憲法に明文のある國事にのみ御關與になります、故に、天皇みずからこの會議を御主催になるといふことは憲法上適合しないと存じます、したがらば誰がこの議長になるかといふことがあつたらうと、結局これは綜合的な面を取りまとめるのであります、故に、内閣總理大臣が一番それには適するであ

らうといふやうなもので、これを議長といたしました、また必要な豫備議員を置くといふやうな制度を設けたわけであり、なおこゝに特に申し上げたいのは、皇室會議はこの法律及び他の法律に基づく權限のみを行ふ旨を規定してゐるわけであり、つまりこの法律によつた所の皇室會議は、この法律に書いてある權限だけを行ふのであります、またもしも權限を殖やそうとすれば、別の法律をつくらなければならぬといふやうになつてゐます、この規定による皇室會議といふものは非常に重要なものである、これがいろいろの意味において注意をしなければならぬ所のものであります、これに命令など、權限が殖やすると、自然そこへ思ひからざる重點の高まりといふやうの感じを起す恐れがありますので、その權限を法律をもつてはつきりさせ、もしも増加の必要があれば、國會の議を経たる法律をもつてこれを殖やすといふにしたのであります、一面から見れば審議規定といふべきものかも知れませんが、しかし事重大であるが故に、かようにはつきり規定したわけであり、最後に附則の所であります、附則の所では特別に面倒な規定もございせんが、たゞその第二項におきまして、さきの皇族の範圍を嫡男系及び嫡出子、こゝにいふに限定いたします、と、現在既に皇族でありながら方の中で、嫡男系、または嫡出子でない方があつたらうなるかといふ疑問が起りますので、それは現在までの秩序によつて皇族でありながら、その

まゝ嫡男系嫡出子の方と同一に規定を
おいてゐるわけでありす、だいた
い、この皇室典範の組み立てはさう
になつておりますが、以上の諸點は
これは政府がみずから内部だけで勝手
に決めた、こういうわけではございま
せん、内閣に設置せられました所の臨
時法制調査會におきまして、各方面の
方のお集まりを願ひ、その慎重審議の
結果、答申せられました要綱を基本に
したわけでありす、たゞ爾後の研究
によりまして、きわめてわずかの相違
點はございすけれども、それはむし
ろ部分的でありまして、本質におきま
してはその精神を少しも離れてゐるわ
けではございませぬ、改正憲法は皇室
に關しまして、かなり思い切つた規定
を設けてゐるわけでありまして、それ
についてゐる／＼われ／＼は考えさせ
られてゐるわけでございまするけれど
も、この皇室典範によりまして、一面
におきましては、皇室の尊嚴をはつき
り維持することができまするし、また
從來の御由緒の深い傳統と、國民感情
の線にそつて、寸毫の違背なきよう
に、これを生がして、行くこともこれ
によつて努めたい、こういうふうに考
へてゐる次第でありまして、どうぞ御
審議をお願いしたいと思ふのでありま
す（拍手）

○樋貝委員長 それでは明後九日は午
前十時から開會いたすことにいたしま
す、本日はこれにて散會いたします

午前十一時四分散會

昭和二十一年十二月二十八日印刷

昭和二十一年十二月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局